

半田市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月
半田市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校や教師を取り巻く環境は、年々複雑化・多様化してきており、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代を迎える中で、新たな学習課題も見られ、教師に求められる役割はさらに増加している。

また、本市の教育職員の勤務時間や内容については、様々な工夫や対応によって改善されてきているものの、未だに長時間労働の改善に向けた課題は残っている。

そのような中で、各学校を積極的に支援し、教育職員の勤務状況を改善することや働きやすい職場環境を実現することは、質の高い教育を提供することにつながり、児童生徒の学びの充実を実現することにもつながることから、学校におけるさらなる働き方改革が必要である。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和3年1月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「半田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する方針」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の半田市の時間外在校等時間の状況】

	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	25.8%	2.8%
中学校	33.3%	5.3%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では25.8%、中学校では33.3%と小学校では4人に1人、中学校では3人に1人と、依然その数は多い。また、80時間を上回る人数も減少はしているものの存在する。学年・学級事務や授業準備などの業務の負担感が大きくなっており、教育課程の編成を見直しや授業における業務改善を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 100%にする。

※ただし、年度ごとの目標を段階的に設定する。

令和 8 年度末：80 時間以下の割合を 100%にする。

令和 9 年度末：45 時間以下の割合を 80%にする。

令和 10 年度末：45 時間以下の割合を 90%にする。

令和 11 年度末：45 時間以下の割合を 100%にする。

- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

※ただし、年度ごとの目標を段階的に設定する。

令和 8 年度末：1 箇月の平均時間を 5 0 時間程度にする。

令和 9 年度末：1 箇月の平均時間を 4 0 時間程度にする。

令和 10 年度末：1 箇月の平均時間を 3 5 時間程度にする。

令和 11 年度末：1 箇月の平均時間を 3 0 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を令和 1 1 年度末までに 6. 5 %まで減少させる。【8. 0 7 %】
- ・ 教育職員が、児童生徒と向き合う時間を十分に確保し、質の高い教育活動を実現する割合を令和 1 1 年度末までに 7 5 %以上にすることを目指す。【6 7 %】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。PTAや学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民に呼びかけよる通学路の見守り活動を推進する。

放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において計画的に外部委託を行う。

児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・校内での輪番制等の導入促進を積極的に行う。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールソーシャルワーカーの学校支援体制を強化し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、各関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・

協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を整える。

- ・中学校における校内教育支援センター支援員を配置し、校内における不登校対策において教育職員と連携した指導・支援に取り組む。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫等を行う。
- ・留守番電話機能による対応の時間について、令和9年度より全校において勤務時間以外のすべての時間とすることで統一する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、産業医による面接指導を確実にを行うための体制づくりを行う。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルについて、校長会等で導入に向けた検討を行う。
- ・心身の健康問題等についての相談窓口を教育委員会に設置して、各校への周知を徹底する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、夏季休業中の学校閉校期間での取得など、各学校に対して取得促進を促す。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、令和8年度より、市内各学校の教育職員の在校等時間について把握した内容を、毎年ごとにまとめて市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、

関係部局・関係機関とともに取り組む。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果及び教育職員に向けたアンケートの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職に対してマネジメント等に関する指導を徹底するなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。